

年金受給者
(平成17年1月1日現在65歳以上、単身世帯)

年金収入	『住民税 + 所得税』合計額		
	18年度(分)	19年度(分)	増減
175万円	14,100円	17,600円	3,500円
200万円	38,600円	44,800円	6,200円
250万円	116,800円	128,300円	11,500円
300万円	180,300円	198,100円	17,800円
400万円	289,200円	318,000円	28,800円

給与収入	『住民税 + 所得税』合計額		
	18年度(分)	19年度(分)	増減
300万円	175,200円	192,500円	17,300円
500万円	386,900円	425,000円	38,100円
700万円	717,600円	785,000円	67,400円

給与所得者
(単身世帯)

給与収入	『住民税 + 所得税』合計額		
	18年度(分)	19年度(分)	増減
300万円	12,300円	13,000円	700円
500万円	181,400円	199,000円	17,600円
700万円	422,000円	463,000円	41,000円

給与所得者
(夫婦+子2人の子のうち
1人は特定扶養親族(世帯))



平成18年度(分)の住民税と所得税の合計額に比べて、平成19年度(分)が増えておりますが、定率減税が廃止されたことによるものです。
一定の社会保険料控除(社会保険料・国民健康保険税等)を見込んでいます。

年金受給者
(平成17年1月1日現在65歳以上、夫婦2人世帯)

年金収入	『住民税 + 所得税』合計額		
	18年度(分)	19年度(分)	増減
200万円	0円	0円	0円
250万円	65,000円	71,200円	6,200円
300万円	128,500円	141,000円	12,500円
400万円	232,900円	255,900円	23,000円
500万円	363,700円	399,500円	35,800円



定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。
この額は、17年度分までは所得割額の15%相当額(上限額4万円)、18年度分は所得割額の7.5%相当額(上限額2万円)と半額に圧縮されましたが、19年度から廃止されます。

**定率減税の
段階的な廃止**

1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円(年金収入のみの場合245万円)以下の方への住民税を非課税とする老年者非課税措置が、18年度から既に廃止されております。
ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在65歳に達している人で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、18年度は税額の3分の1が課税されましたが、19年度は税額の3分の2が、20年度以後はその全額が課税されます。

**老年者非課税措置の
段階的な廃止**

定率減税の年度別の比較

定率減税		平成17年度以前	平成18年度	平成19年度
		平成17年分以前	平成18年分	平成19年分
住民税	控除率	15%	7.5%	廃止
	上限額	40,000円	20,000円	
所得税	控除率	20%	10%	
	上限額	250,000円	125,000円	